

I 調査結果の概要

「国家公務員給与等実態調査」は、『一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）』の適用を受ける職員、『一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）』の適用を受ける職員及び『一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）』の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、人事行政の基礎資料を得ることを目的としている。

本年調査は、令和3年1月15日現在に在職する給与法等の適用を受ける常勤職員（注）を対象とし、その後の離職等及び昇給・昇格等の状況に基づき同年4月1日現在の人員及び給与等の実態を把握した。具体的には、令和3年1月15日現在の人員（260,213人）から、1月16日から4月1日までの間の離職者等（7,213人）を除くとともに、この間に昇給・昇格等をした者についてはこれらを反映させている。

令和3年4月1日現在の人員は253,000人、平均年齢42.7歳、平均給与月額（俸給及び諸手当の合計）は414,729円であった。なお、1月16日から4月1日までの間の新規採用者（10,680人）及び再任用職員（16,195人）については、この人員等には含まれていない。

本調査の集計については、独立行政法人統計センターに依頼した。

（注）在外公館に勤務する職員、退職者、派遣職員のうち専ら派遣先の業務に従事する職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、自己啓発等休業中の職員、配偶者同行休業中の職員及び1年以内の任期を限って任用された者は、調査の対象としていない。